

平成25年稲敷市農業委員会第8回総会

〔8月26日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
日程 5 制限除外の農地の移動届出について
日程 6 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
日程 7 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 8 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 9 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 10 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 議案第1号
日程 7 議案第2号
日程 8 議案第3号
日程 9 議案第4号
日程 10 議案第5号

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君 | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君 |
| 3番 | 蛭原一君 | 20番 | 保科進君 |
| 4番 | 村山文雄君 | 21番 | 清原寿君 |
| 5番 | 篠崎惣寿君 | 22番 | 加納昭君 |
| 6番 | 松本文雄君 | 23番 | 飯塚恒雄君 |
| 7番 | 吉岡一仁君 | 24番 | 飯田稔君 |

8番	川島昇君	25番	濱田昭一君
9番	小貫和子君	26番	沖野谷秀雄君
10番	千勝忠君	27番	永長秀敏君
11番	山崎健一君	28番	澤邊雅之君
12番	坂本富男君	29番	遠藤一行君
13番	秋本精一君	30番	糸賀泰夫君
14番	篠崎文夫君	31番	山下恭一君
15番	坂本一雄君	32番	高須一郎君
16番	古澤真和君		

欠席委員

19番 宮本善助君

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

8月 1日（木） 稲敷地域農業再生協議会通常総会
於 稲敷市役所東庁舎
出席者 加納 昭会長

8月 6日（火） 茨城県農業会議第150回定例総会・第94回代議員総会
於 水戸市 市町村会館
出席者 加納 昭会長，飯島伸生局長補佐

8月 7日（水） 農業委員会稲敷郡協議会会長・局長合同研修会
8日（木） 於 山形県 天童市農業委員会
出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

午後3時7分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、ただいまから、平成25年8月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君）それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は31名です。欠席委員は、19番、宮本善助委員の1名であります。よって、農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、8番、川島 昇委員、9番、小貫和子委員、両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、下須田字新屋敷ほか1地区、田3筆、9,937平方メートルでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいた

します。

**日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出
について**

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、手賀組新田字大重、田3筆、13,531平方メートルでございますが、平成25年6月27日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は、ないものであります。

受理番号2番、本新、田1筆、畑1筆、計2筆、16,815平方メートルでございますが、平成20年7月3日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は、ないものであります。

3ページをお願いします。

受理番号3番、四ツ谷字上割ほか5地区、田13筆、畑5筆、計18筆、20,647平方メートルでございますが、平成25年2月2日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は、ないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいいたします。

**日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地
転用届出について**

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）4ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出につ

いて」でございます。

受理番号1番、柴崎字新宿、畑1筆、400平方メートルでございますが、申請地を取得して、木造2階建て123.11平方メートルの自己住宅1棟を建築するものです。

受理番号2番、柴崎字居鑑、田2筆、967平方メートルでございますが、申請地を取得して、会社の資材置場として使用するものです。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第4号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番、羽賀字西ノ谷、畑1筆、80平方メートルでございますが、ソフトバンクモバイル株式会社が、携帯基地局の設備を設置するため届出があったものでございます。農地法施行規則第53条第1項第14号に基づくものであり、添付すべき必要書類は事務局で確認した結果問題ないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。なお、議事参与の制限に該当する案件がございますので事務局は受理番号11番を除いて説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）6ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転7件、代物弁済による所有権移転1件、贈与による所有権移転2件、使用貸借権設定1件の計11件でございます。

受理番号1番、六角字壱番割、田3筆、計2,643平方メートルについてございま

すが、渡人は代物弁済により親戚へ所有権移転するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、蒲ヶ山字馬場先ほか1地区、畑2筆、山林、現況畑2筆、計4筆、計4,423平方メートルについてでございますが、渡人は農業者年金を受給するために後継者へ使用貸借権を設定するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、阿波崎字阿波崎、田1筆、806平方メートル及び

受理番号4番、阿波崎字阿波崎、田1筆、499平方メートル及び

受理番号5番、阿波崎字阿波崎、田1筆、1,198平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

7ページをお開き願います。

受理番号6番、浮島字妙岐、田1筆、1,996平方メートルについてでございますが、渡人は相対での耕作者へ売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号7番、寺内字寺内、田1筆、48平方メートルについてでございますが、渡人は狭小な農地を隣接農地所有者へ売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号8番、高田字沖、田1筆、179平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号9番、飯出字西瓦、田1筆、449平方メートルについてでございますが、渡人は相対で耕作している親戚の農家へ売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号10番、下根本字上谷原ほか1地区、田3筆、計4,718平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。7月31日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻、大豆、露地野菜を作付している農業者で、農業経営面積は214アール、農業従事日数は250日でございます。所有

の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。

以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、議案第1号、受理番号1番から受理番号10番までの説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番から2番について、私、22番加納より報告いたします。

○議長（加納 昭君）受理番号1番についてご説明いたします。8月2日に受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を作付けしている農業者であります。所有の農地については休耕地もなく無断転用用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積は804アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあると認められません。以上調査の結果買受人となる4つの要件をすべて満たしております。報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

受理番号2番について報告いたします。8月23日に事務局が受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、野菜を栽培している認定農業者であります。渡人は農業者年金受給のために後継者へ経営を移譲するものであります。所有の農地については休耕地もなく無断転用用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター3台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。農作業従事日数は300日であります。経営面積は522アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあると認められません。以上調査の結果買受人となる4つの要件をすべて満たしております。報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）受理番号3番から5番について、永長委員より報告をお願いします。

○27番（永長秀敏君）27番永長です。受理番号3番、4番、5番について報告いたします。8月20日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、ネギ、白菜等を作付けしている農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター5台、田植機2台、コンバイン3台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は150日であります。また、経営面積は178.68アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあると認められません。以上調査の結果買受人となる4つの要件をすべて満たしております。報告書の通り間違いはなく許可相当と考

えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号6番について、関口委員より報告をお願いいたします。

○2番（関口邦子君）2番関口です。受理番号6番について報告いたします。8月22日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、乾燥機1台、刈り取り乾燥については委託をしております。農作業従事日数は200日であります。経営面積は167アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れはありません。以上調査の結果買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号7番について、古澤委員より報告をお願いいたします。

○16番（古澤真和君）16番古澤です。受理番号7番について説明いたします。さる8月20日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。水稻、甘藷、空豆等の作付けをしています。所有の農地23アールに休耕地がありますが農業上に必要な計画書が提出されており、今後耕作放棄地にならないよう肥培管理する予定です。違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台を所有しています。農作業従事日数は150日であります。経営面積は465アールです。周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生ずる恐れがあるとは認められません。以上調査の結果、譲受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしく審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号8番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○5番（篠崎惣寿君）5番篠崎です。受理番号8番について報告いたします。・・・この土地は受人が歳なものですから・・・、私がよく確かめたところ・・・、道路を挟んだ土地なものですから問題ないと思います。報告書のとおりで、許可相当と考えられます。よろしく審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号9番について、糸賀泰夫委員より報告をお願いします。

○30番（糸賀泰夫君）30番糸賀です。8月22日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は150日あります。経営面積は180アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあると認められません。以上調査の結果買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号10番ですが、農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）つづきまして、議案第1号、受理番号11番ですが農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に遠藤一行委員が該当しますので、29番遠藤一行委員の退室を求めます。

〔遠藤一行委員退室〕

○議長（加納 昭君）事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）8ページをお開き願います。

受理番号11番、下根本字上谷原、田4筆、計9、332平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。7月31日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻、露地野菜を作付している農業者で、農業経営面積は203アール、農業従事日数は200日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、田植機1台、乾燥機1台、を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、議案第1号、受理番号11番の説明を終ります。

○議長（加納 昭君）事務局の説明を終ります。次に調査報告ですが、受理番号11番は、農林振興公社の案件ですので、調査報告を省略いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」受理番号11番を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 審査が終了しましたので29番遠藤一行委員の入室を許可いたします。

〔遠藤一行委員入室〕

日程 7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 9ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、駒塚字広畑、畑2筆、計1,148平方メートルについてでございますが、申請者は太陽光発電施設事業用地として利用するものであります。申請者は自己所有の農地に太陽光発電施設を設置するものであります。太陽光発電施設は平成25年8月9日に発電出力38.5キロワットで経済産業省の認定を受け、施設総面積は1,148平方メートルとなっております。施設については250ワット出力の太陽光モジュール168枚をスクリー式の杭で設置し最大発電量は42キロワット、パワーコンディショナーは7台を設置し最大38.5キロワットを出力、施設内は監視システムを利用します。年間発電量は43,596キロワット／時を計画しております。事業地周囲はフェンスで囲い、上下水道はなし、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第2号、受理番号1番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず受理番号1番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○5番（篠崎惣寿君） 5番篠崎です。受理番号1番について、さる8月22日、事務局並びに松本委員と申請書類の審査を行いました。太陽光発電用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認

めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長(井戸賀輝行君) 10ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、羽賀字西ノ谷ほか1地区、畑2筆、計578平方メートルについてでございますが、受人は携帯電話基地局設置を行う法人で、基地局設置工事に伴う作業用地として利用するものであります。申請地には賃貸借権を設定し、一時転用するものであります。作業用地は鉄板敷きとし、周囲はネットフェンスで囲み、工事用通路、工事用車両作業スペース、工事用資材置場、仮設事務所、仮設トイレを設置するものであります。申請地の状況は、市街化調整区域、農振農用地区外であり、土地改良区域外であります。農地区区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、境島字川脇、田1筆、260平方メートルについてでございますが、受人は自己用住宅を建築するために売買するものであります。渡人は平成10年に分譲住宅で許可を受けた土地であります。受人の希望で自己住宅用地として売買するものであります。住宅は木造二階建て、建築面積127.52平方メートル、水道は公共水道、下水は公共下水道、雨水は水路へ放流となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、上根本字原、畑1筆、263平方メートルについてでございますが、申

請者の法人は工場の駐車場用地として利用するため農地を売買するものであります。駐車場は採石敷きとし、従業員の駐車場として利用するものであります。現在従業員の駐車場のスペースが不足しており、今回10台の駐車場を確保することにより、駐車場不足を解消するものであります。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第3号、受理番号1番から3番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について、山崎委員より報告をお願いいたします。

○11番（山崎健一君） 11番山崎です。受理番号1番について、さる22日、村山委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはありません。携帯電話基地工事用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしておりますので許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号2番について、保科委員より報告をお願いいたします。

○20番（保科 進君） 20番保科です。受理番号2番について、さる23日、関口委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己用住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号3番について、山口委員より報告をお願いいたします。

○18番（山口幸一君） 18番山口です。受理番号3番について、さる22日、遠藤委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 9 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）11ページをお開き願います。

議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」でございます。転用事実証明書の交付2件、非農地証明書の交付2件でございます。

受理番号1番、柴崎字芝原、畑1筆、596平方メートルについて、登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成14年5月27日、新利根農委第2号、住宅用地で受理されております。

受理番号2番、月出里字上谷原、畑1筆、64平方メートルについて、登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成3年4月16日、南総農政指令第55号、進入路で許可されております。

受理番号3番、西代字水神前、畑2筆、392平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。20年以上前から農家住宅敷地として利用されており、農業用倉庫が建築されております。撮影年月日平成4年10月10日の空中写真証明書と経緯書及び始末書が提出されています。

受理番号4番、飯出字野中、畑1筆、449平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和54年頃から宅地として利用しており、倉庫が建築されています。撮影年月日昭和54年9月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について篠崎文雄委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎文夫君）14番篠崎です。受理番号1番について、さる23日、千勝委員と濱田委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく、転用許可どおり住宅用地として利用されていることを確認しました。また、添付書類を確認しましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号2番について清原委員より報告をお願いいたします。

○21番(清原 寿君) 21番清原です。受理番号2番について、さる23日、村山委員と山崎委員とそれと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく、転用許可とお入り進入路として利用されていることを確認しました。また、添付書類も確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、保科委員より報告をお願いいたします。

○20番(保科 進君) 20番保科です。受理番号3番について、さる22日、関口委員、坂本委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から農家住宅の敷地として利用されており、平成4年10月10日撮影の国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われれます。また、添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議ください。お願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号4番について、糸賀泰夫委員より報告をお願いいたします。

○30番(糸賀泰夫君) 30番糸賀です。受理番号4番について、さる23日、井戸賀委員と高須委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から住宅の敷地として利用されており、昭和54年9月5日撮影の国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われれます。また、添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議ください。お願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めません。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見

決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君） よろしく申し上げます。12ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、1件、1筆、1、170平方メートル、再設定が2件、8筆、8、632平方メートル、合計3件、9筆、9、802平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号1番、松山字柳町、田1筆、1、170平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が3年、小作料は10アール当たり、17、000円、設定を受ける者は、経営面積196アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数150日の農業者です。

受理番号2番、3番については、再設定ですので議案のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第5号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定につて（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもって、平成25年8月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

午後3時53分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長 加 納 昭 ⑩

8 番委員 川 島 昇 ⑩

9 番委員 小 貫 和 子 ⑩
